2027 年度　鎌倉市子どもの家利用案内

「子どもの家」は、就労や介護･障害などの理由により、保護者が昼間家庭で見守ることが難しい小学生に、
放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。
入所には各子どもの家への毎年度の申請が必要です。
申請書類の記入方法やご不明な点は、直接入所希望の施設へお問合せください。

1　子どもの家の利用について

(1)利用資格(次の全てに該当する方が対象です。)

ア　お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。
イ　お子様が小学校に就学していること。
ウ　就労や介護･障害などの理由により保護者が昼間家庭でみまもることができないこと(居宅内労働は対象)。
＊就労以外の理由としては産前･産後休暇中、育児休業中も含みます。
＊私立や国立小学校に通学している児童の利用対象の子どもの家は、居住地の学区のみ申請可能です。

(2)利用時間

学校開校日	放課後～18:00(19:00まで延長利用可)
学校休校日(月～金曜日)	8:00～18:00(7:15～早朝利用可、19:00まで延長利用可)
土曜日	8:30～17:30(7:30～早朝利用可、延長利用不可)

＊学校休校日とは、夏休み等の長期休み･運動会の代休日など。
＊インフルエンザ･悪天候等による学級閉鎖、地震災害時
　開所時間を変更又は閉所する場合があります。
　また警報発令時には、保護者又は保護者に代わる方のお迎えをお願いします。
＊来所中に習い事や通院等やむを得ない事情で外出する場合は、「一時外出届」を提出ください。

(3)休所日

日曜･祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他市長が認めた日

(4)利用料金　※延長･早朝利用料は利用者のみ発生

利用料	月額7，500円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)
延長利用料(18 時01分～)	1回100円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)
早朝利用料	1回100円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)

＊月の途中に入所･退所があった場合、利用料が変動します。
＊利用料を滞納した際は、登録を解除することがあります。

入所日･退所日	利用開始	利用停止
1～10日	7，500円	2，500円
11～20日	5，000円	5，000円
21～末日	2，500円	7，500円

＊上記以外におやつ代等保護者会に係る費用は、各子どもの家ごとに異なります。

２ （1）入所申請手続きについて

申 請 期 間	2026年 11 月2日（月）～14日（土） 【受付時間】平日：10：00～18：00　土曜日：10：00～17：00 ※12：00～13：00を除く
申 請 方 法	申請書類一式を次のいずれかの方法で提出してください。 ①　持参　　②　郵送　　※11月14日（土）消印有効
申 請 先	各子どもの家　（9. 子どもの家一覧　参照）
結 果 通 知	2027年1月下旬頃に郵送で通知します。
入所説明会	2027年3月6日（土）14：00～16：00　※予定 会場：各子どもの家 ～新1年生又ははじめて利用される場合は、お子様と一緒にご参加ください～

＊上記受付期間後も4月利用開始希望者の受付を行いますが、上記受付児童を原則優先します。
締切：2/13（土）、27（土）、3/13（土）、31（水）（持参のみ。3 月 31 日締切分は 4 月 16 日以降利用開始）
＊5 月以降の利用希望は、毎月 15 日と月末で締切り、申請を受付ます。
＊入所希望者が登録定員を上回る場合は、入所をお待ちいただく場合があります。
＊配慮を要する等、ご不安な点は事前に各子どもの家にご相談ください。

＊児童がいる時間帯はお待たせしてしまいますので、可能であれば下記時間帯にお越しください。
（平日）午前 10 時～12 時　（土）午前 10 時～午後 5 時

（2）　入所申請に必要な書類について

各子どもの家・ホームページから入手することができます。

ア　子どもの家入所申請書（※必要に応じて療育手帳や障害者手帳等の写し、医師の診断書を添付）

＊持病・障がい等により、入所に当たって特別な配慮が必要な場合は、入所申請書の該当番号に〇印をつけるか、内容を記入してください。
＊越境申請又は居住区変更に伴い通学する小学校が決定しないため入所申請する施設が確定しない場合は、入所する可能性のある施設すべてに入所申請書をご提出ください。（ただし複数施設の入所はできません。）小学校が決定したのち、入所の有無を各施設に必ずご連絡ください。
＊決定通知書受け取り後に入所しない場合は辞退届のご提出が必要です。

イ　就労等証明書（または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類）

＊同一世帯で就労している方全員（利用開始日において 65 歳以上の方は除く）の証明が必要です。
なお、同一世帯で2名以上のお子様が利用する場合は1部のご提出で構いません。
＊受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、1ヶ月以内に就労等証明書を子どもの家へご提出ください。
＊就労以外の理由で申請される場合は、療養が必要である旨記載のある診断書や在学証明書（就労等証明書裏面の『週間予定表』を添付してください）、母子手帳のコピー等、理由が証明できる書類をご提出ください。

ウ　児童健康調査票（＊裏面の地図も作成をお願いします。地図コピー貼付可）

＊放課後デイサービスを利用がある場合は、受給者証など利用が分かるものの書類をご提出ください。
＊アレルギー等により入所前に聞き取りを希望される場合は、聞き取り欄にチェックを入れてください。
なお、希望されない場合でも、施設から聞き取りをお願いする場合があります。　また、学校指導生活管理表の写しをご提出下さい。
＊年度途中でことばの教室や放課後デイサービス等、利用開始される場合は必ず子どもの家へお知らせ下さい。

エ　子どもの家利用質問表

オ　個人情報（写真）の取り扱いについて

カ　放課後かまくらっ子利用に係る留意事項兼同意

３　利用申請の手続きについて

	受入時間	申請書類	備考
早朝利用	学校休校日の平日　7:15～7:59 土曜日　7:30～8:29	早朝利用開始日の2週間前（土日祝除く）までに子どもの家へ提出	早朝時間のみの利用はできません。 利用開始日をさかのぼってのご提出はできません。
延長利用	平日　18:01～19:00 土曜日　なし	事前申請なしで利用可	保護者（または保護者に代わる方）のお迎えが必要です。
早朝利用中止 退所	―	早朝利用中止日・退所日の1週間前（土日祝除く）までに『早朝利用中止届』または『退所届』を子どもの家へ提出	＊退所日をさかのぼってのご提出はできません。

４　利用料の支払い方法について

利用料は、毎月末日に湘南信用金庫の口座より自動引き落としとなります。
延長及び早朝利用料は、利用回数を確認し利用料とあわせて引き落としします。
＊新規で利用される方は、預金口座振替依頼書届をご提出ください。

明細	締日	支払日
利用料（当月）	毎月末日	当月末日
延長利用料（18:01～19:00）	毎月末日	翌月末日
早朝利用料	毎月末日	翌月末日

５　利用料の減免について

世帯の状況に応じて、利用料の減免が受けられる場合があります。入所決定通知書が到着後、
『子どもの家利用料減免申請書』に必要書類（下記の表にある添付書類＊1と受領書）を添えて、
子どもの家へご提出ください（持参のみ・郵送不可）※電子メールの方は完了の写しをご提出ください。
なお、利用料の減免は申請月からの適用となります。なお利用月を遡って減免することはできません。

＜例＞4月分から減免を受ける場合・・・4月30日（金）までに「子どもの家利用料減免申請書」を子どもの家へ提出

※減免の申請が5月の場合、減免が決定されても4月分の利用料は発生します。

世帯の状況	添付書類（＊1）	備考
生活保護世帯	保護受給証明書	生活保護の受給を証明する書類
市民税非課税世帯	世帯全員の市民税非課税証明書	申請書2枚（4～6月分、7～3月分の2回に分けて減免します）
就学援助受給世帯（＊2）	就学援助費交付決定通知書	学務課へ就学援助申請が必要です。
災害（震災、風水害、火災等）を受けた世帯	り災証明書	

減免申請をご希望の方は、年度毎に各子どもの家へ申請をお願いします。

＊1　同一世帯で複数名の減免を申請する場合は、申請書（人数分）と、添付書類1部をご提出ください。

＊2　就学援助受給世帯として減免申請する場合
（1）就学援助費交付決定を受けていても、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社へ減免の申請を行わなければ子どもの家の利用料は減免されません。

（1）利用料の減免については、就学援助費の交付決定通知書のコピーを子どもの家へご提出していただき、決定となります。また、就学援助費が不交付であっても通知書のコピーをご提出ください。

６　その他の手続きについて

・入所児童住所等変更届

住所・電話番号や保護者の方の就労状況に変更があった場合は、『子どもの家入所児童住所等変更届』を子どもの家へ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校・子どもの家までの経路がわかる地図（地図コピー貼付可）もあわせてご提出ください。
就労状況に変更のある場合は、必ず『就労等証明書』（または『就労等証明書提出遅延届』）もご提出ください。

７　入退室管理システムについて

・子どもの家では、ハグノートアプリにて、お子様の入退室時間の管理を行います。
＊ご提供いただきました情報については、システムの利用以外の目的では使用しません。
＊システムは無料でご利用いただけますが、通信に係る費用は利用者のご負担となります。

８　子どもの家での事故等への対応について

子どもの家では、子どもの家の利用中や、来所または帰宅途中にお子様がけがをして病院へ行った場合は、保険の対象となる場合がありますので、子どもの家までご連絡ください。なお保険金は所定の手続きの上、保険会社から口座振込に支払われます。

９　子どもの家一覧

＜2026年4月1日時点(予定)＞

施　設　名	所　在　地	電話&FAX	対象 小学校区
にしかまくら子どもの家「こまどり」	津 1069	31-3010	西鎌倉小
いまいずみ子どもの家「うぐいす」	今泉 2-13-1	43-5270	今泉小
こしごえ子どもの家「かもめ」	腰越 5-2-10	31-0179	腰越小
やまさき子どもの家「めじろ」	山崎 2456-1	43-0454	山崎小
おさか子どもの家「ひばり」	大船 2135	44-6070	小坂小

１０　問合せ先

各施設へお問い合わせください

※小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

《指定管理者》　シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社　横浜営業所

〒２３１－００３３　横浜市中区長者町５－８５　三共横浜ビル９F

TEL：045-260-6581　FAX：045-253-2347

SHIDAX
未来の子供たちのために